記入例

保護者の方による請求

旭取守州用复明小盲

(一時預かり・ファミサポ・認可外等利用料:償還払い)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 令和2 年 10 月~ 令和2 年 12 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の活りませれます。 地名大阪 14 日本 1

の通り請求しますので、指定する振込先口座はなお、施設等利用費の審査にあたり、次の事

申請者と認定子どもが、みやき町内に原確認すること。

1枚の請求書で最大3ヶ月分までご請求いただけます。

- 2. 実際に利用していることをみやき町が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況をみやき町が対象施設に確認すること。
- 4. 課税状況をみやき町が確認すること。
- 5. 世帯の状況など給付認定の内容に変更があった場合は、速やかに届出を行うこと。

以下、太枠内を確実に記入

以下、太枠内のみご記入ください。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フ!	リガナ	ミヤキ タロウ	認定		生年月日 昭和52 年	5 月 20 日
氏	名	みやき 太郎 印	子ども との 続柄	父	現	34番地 メゾン茂安
		※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です			· 一	1234-5678

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定種別	」□ 第2号 □ 第3号	フリガナ		ミヤキ	ダイスケ				
認 定 番 号 生年月日	「1. 施設等利用網 (請求者)」と同	■ 給付認定保護者 ぶ名恙の口座	ă	みやき 大介					
3.振込先(※1)	を記入して下さい								
金融	烛機 関名	預	金 種 目	普通	□ 当層	至			
みやき	信用金庫 みやき	支店	座 番 号	1 2 3	3 4	5	6	7	
農協・	信用組合		名義(カタカナ)	ミヤキ タロウ					

※1 申請者と同じ名義の口座をご記入ください。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入(複数記入可)

	フ	リガ	ナ	ミヤキチョウファミリー・サホ゜ート・センター				〒 849-0114
1	施	設	•	みやき町ファミリー・サポー	所	在	地	みやき町大字中津隈1988
	事	業名	ト・センター				電話: 0942-81-6432	
	フ	リガ	ナ	ミヤキホイクエン				〒 849-0101
2	ЛE	設業	•	みやき保育園(認可外)	所	在	地	みやき町大字原古賀1234
	事	業名	名	のでは不可図(高リケ)				電話: 0942-94-1234
	フ	リガ	ナ			在	地	〒
3	77 65	設	•		所			
	事	業	名					電話:

	フ	フリガナ						₸
4	施事	設業	• 名		所	在	地	電話:
	フ	リガ	ナ			在	地	〒
5	施事	設業	· 名		所			電話:
	フ	リガ	ナ				地	〒
6	施事	設業	· 名		所	在 :		電話:

※6か所以上の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育での内訳を記入

支払った金額を証明する領収書と、特定子ど も・子育て支援提供証明書(ファミサポの場合 は活動報告書)を添付してください。(いずれ も施設が発行したもの)

請求

利

お支払いは請求書を提出された人の翌月25日に、指用した月の翌月から起算して2年以内です。

・時預かり事業・病 請求額 認可外保育施設 児保育・子育て援助 CとEを比較して に支払った 活動支援事業に支 支払額合計 月額上限額 小さい方 利用年月 月額利用料 払った月額合計利用 (C=A+B)(E) (ただしDがある時 (保育料) C-DとEを比較して小さ 料 (A) ×2 ×3 い方) (B) ×2 Щ **令和2**年10月 25,000 円 2,400 円 田 円 うちファミサポ 助成(予定)額(D)※4 円 円 **令和2**年11月 円っちファミサポ Щ 円 25,000 円 6.000 助成(予定)額(D)※4 円 Н **令和2**年12月 円 円 25,000 円 3,600 円っちファミサポ 助成(予定)額(D)※4

※2 上記で記入した利用料の合計額を**支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)** と**特定子ども・子育て支援提供証明書**をすべて添付して下さい。 また、子育て援助活動支援事業(ファミサポ)を利用した場合は、援助を行う会員が発行 した**活動報告書**も添付して下さい。

- ※3 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の 月額相当分を算定します。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)
- ※4 子育て援助活動支援事業(ファミサポ)の利用料については助成額(助成予定額を含む)を差し引いた残りの額を支払額として算定します。B欄には助成前の金額を記入してください。
- ※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。 月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合などの月額限度額は次のとおりとなりま す。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)
 - ・月途中で認定期間が終了する場合の限度額:37,000(42,000)円×終了日までの日数÷その月の日数
 - ・月途中で認定期間が開始される場合の限度額:37,000(42,000)円×認定開始日からの日数÷その月の日数